

北島町ネーミングライツ付与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、施設等のネーミングライツ付与事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ネーミングライツ」とは、町有施設、本町イベント等（以下これらを「施設等」という。）への愛称を付与する権利をいう。

2 「ネーミングライツ付与事業」とは、前項の権利を、施設等に愛称を付与するのにふさわしい者（以下「愛称付与権者」という。）に与え、対価を得ることをいう。

(愛称及び愛称付与権者の基準)

第3条 愛称及び愛称付与権者については、次の条件を満たすものとする。

- (1) 愛称及び愛称付与権者が、北島町広告掲載要綱(平成18年北島町要綱第14号)第3条の規定を準用したものに反しないこと。
- (2) 愛称が施設等の名称としてふさわしく、利用者及び関係者に混乱を生じさせないものであること。
- (3) 愛称付与権者が法人又は法人により構成された組織等であること。

(ネーミングライツ料)

第4条 愛称付与に係る対価（以下「ネーミングライツ料」という。）は、施設等の愛称の広告価値及び愛称変更に伴う町民への影響等から妥当と判断される金額でなければならない。

(愛称の使用期間)

第5条 愛称の使用期間は、以下のとおりとする。

- (1) 町有施設の場合は、原則、3年以上とし、これに1年単位で期間を加えることができるものとする。
 - (2) イベントや講座等のソフト事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までとする。
- 2 前項の使用期間の始期は、町と応募者との協議により決定の上速やかに開始するものとする。
- 3 第1項の契約期間中における愛称の変更は、原則として認めない。
- 4 第1項第1号の使用期間の終期は、原則、始期から起算して3年を超える年度末とする。

(施設等を特定した実施)

第6条 ネーミングライツ付与事業は、施設等ごとに、第3条から前条までに規定する事項のほか募集に際し必要となる事項は、募集要項で定めて実施するものとする。

- 2 愛称付与権者及び愛称の選定は、北島町ネーミングライツスポンサー審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て行うものとする。
- 3 審査委員会の審査は、別表第1に定める基準及び別に定める募集要項、その他の関係法令等に則り行うものとする。

(事業者からの提案による実施)

第7条 前条に定めるもののほか、ネーミングライツ付与事業を実施する施設等を特定することなく、事業者からネーミングライツ付与事業に係る提案（既にネーミングライツ付与事業を実施している施設等に係るものを除く。）を受け付けることができる。

- 2 前項の提案があった場合において、審査委員会の審査（前条第3項に定めるものをいう。以下同じ。）を経た上でその提案が適当であると認めるときは、当該提案をした事業者を愛称付与権者にしたネーミングライツ付与事業を実施することができる。
- 3 前項に規定する審査を経た上で、公募によりネーミングライツ事業を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、前条の規定によりネーミングライツ付与事業を実施することができる。

（審査委員会）

第8条 審査委員会の会長は副町長をもって充て、その他の委員は別表第2の職にある者を委員として組織する。

- 2 会長は、委員会を招集し、その会議を主宰する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（決定）

第9条 町は、審査委員会の審査により愛称付与権者を決定する。

- 2 町は、前項の決定に当たり、条件を付すことができる。
- 3 町は、審査委員会の審査において適当な者がいない場合には、愛称付与権者を決定しないことができる。
- 4 町は、第1項の決定を行ったとき又は前項により決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者へ通知しなければならない。

（契約の締結）

第10条 町は、前条第1項の規定により愛称付与権者を決定したときは、当該愛称付与権者との施設等への愛称付与に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

- 2 愛称付与権者は、契約更新の希望の有無及び契約更新を希望する場合におけるネーミングライツ付与事業に係る提案について、契約終了の5か月前までに町に申し出るものとする。
- 3 町は、愛称付与権者からの契約更新を希望する場合におけるネーミングライツ付与事業に係る提案内容が前回と同条件以上であれば、優先的に契約更新を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第11条 町は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) 愛称付与権者が契約の定めに違反した場合
- (3) 愛称付与権者の違法行為等により愛称付与権者の社会的信用が失墜する等事業を継続し難いと認められる場合
- (4) 愛称付与権者が第3条第1号の要件を満たさないことが判明した場合

（ネーミングライツ料の還付）

第12条 支払われたネーミングライツ料は還付しない。ただし、特別の事由があると町が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（愛称の普及及び定着の努力義務）

第13条 町は、愛称の使用期間中においては、その普及及び定着に努力する。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日要綱第 7 号)
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 18 日要綱第 9 号)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日告示第 3 号)
この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 7 年 9 月 30 日告示第 58 号)
この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

区分	審査の視点	審査項目
応募者	愛称付与権者としてふさわしいか	経営の安定性
		事業内容／企業イメージ
		地域貢献への理解、取組
愛称	町民から受け入れられるか	親しみやすさ
	施設等の名称として適切か	施設等イメージとの適合性
		施設の魅力向上
		運営に支障がないか

別表第 2 (第 8 条関係)

所属	役職名
総務課	総務課長
危機情報管理課	危機情報管理課長
税務課	税務課長
住民課	住民課長
社会福祉課	社会福祉課長
子育て支援課	子育て支援課長
健康保険課	健康保険課長
まちみらい課	まちみらい課長
建設課	建設課長
下水道課	下水道課長
出納室	出納室長
水道課	水道課長
教育委員会事務局	教育委員会事務局長
議会事務局	議会事務局長